

社会福祉法人明光福祉会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明光福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の出席報酬等)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬	費用弁償（日額）
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円	実 費

(評議員の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	5,000円	実 費

(役員勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 役員へ支給する年間報酬総額は、理事は500万円、監事は20万円を超えないものとする。

5 交通費は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、令和4年10月24日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(日額)	18,000円	実 費	
理事業務報酬等(日額)	10,000円	実 費	
監事監査指導報酬等(日額)	5,000円	実 費	